



宇部市立厚南中学校 部活動運営方針



令和4（2022年）年4月
宇部市立厚南中学校

目 次

1 部活動の意義	… 1
2 本校のめざす部活動	… 1
3 本方針策定の趣旨	… 1
4 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
6 適切な休養日等の設定	… 4
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間	
7 部活動における安全管理と事故防止について	… 5
(1) 健康状態の把握	
(2) 施設・設備用具の安全点検と指導	
(3) 天候や気象を考慮した指導	
(4) 事故発生時の対応	

1 部活動の意義

- 部活動は、共通の興味・関心をもった生徒たちの自主的・自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に行われるもので、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われるものです。
- 部活動は、その活動に取り組むことを通して、知識や技能の習得をはじめ、主体性や協調性、責任感等の個人の可能性を伸ばすことができます。
また、目標に向かって計画的に仲間と協力して取り組む活動や、目標を達成した時の喜びや充実感・達成感などの感動を味わう体験などを通して、友情を深めるといった好ましい人間関係や社会性の形成にも資するものです。
- 部活動は、生涯にわたり、スポーツや文化及び科学活動等に親しむ態度を育み、生徒の健やかな体や豊かな心を育て、学校と家庭や地域とのつながりを深め、特色ある学校づくりに寄与する活動です。

2 厚南中学校のめざす部活動

本校は、学校教育目標を「人間尊重の精神を基本として、知・徳・体のバランスのとれた人間性豊かな生徒の育成」と定め、教育課程との関連を十分に図りながら、生徒や学校・地域等の実態に応じて、工夫しながら部活動の取組を推進します。

また、部活動における様々な取組を通して、生徒一人ひとりが、自分のキャリア形成に必要な資質や能力を伸ばします。

3 本方針策定の趣旨

本校においては、これまで、「部活動」を学校教育の一環としてとらえ、教育課程との関連を図りながら取組み、大きな成果を上げてきました。

その一方で、少子化の進展による生徒数の減少に伴い、教員数が減少し、部活動を従前の運営体制では維持することが困難となってきました。

また、運動部・文化部を問わず、連日、または長時間にわたる活動など、適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動が問題となっており、現状と課題を整理し、取組を改善する必要があります。国においては、生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活等の確保、及び教員の働き方改革の観点から、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校の設置者においても、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められました。

このことを受けて、本校においても、国や県が策定したガイドライン等を参考にし、中学校における部活動のあるべき姿を明確にし、生徒にとってより一層有意義な活動とするための指針として「宇部市立厚南中学校部活動運営方針」（以下、「方針」という。）を定めることとしました。

今後、本校においては、この方針に基づき、部活動を運営することとします。

本方針が、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体等で広く共有され、生徒主体の教育活動として、中学校における部活動が適切に運営されることをめざします。

なお、本方針は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく適用することとします。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 顧問の教員及び部活動指導員、外部指導者は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 部活動顧問は、毎年度、部活動運営（活動時間や場所、参加予定の大会、年間の経費等）については、保護者・生徒に明示し理解を得る。その際、保護者説明会を開催するなど、適切な機会を設けて説明する。
- ④ 校長は、上記 ①「活動方針」、②「年間活動計画」を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数等の学校の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるように、適正な数の部活動を設置する。
- ② 部活動は、部活動顧問及び部活動指導員、外部指導者の積極的な取組に支えられるところが大きい。が、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- ③ 生徒の安全管理の観点から部活動顧問は複数名配置する。校長は、部活動指導員や外部指導者等を積極的に活用し、顧問教員と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- ④ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施を考慮して、教員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスに資するよう、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 部活動顧問は、部の運営や部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のため

に生徒を支援する。

- ⑥ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動を指導する際には、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義を十分に理解した上で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進することが重要です。

- (1) 校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害、外傷の予防や熱中症予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、指導にあたっては過去の実績や経験によるものだけではなく、生徒とのコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく技能や記録の向上等のそれぞれの目標が達成できるよう、科学的かつ合理的な指導を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られるよう、指導内容や指導方法等を工夫する。
- (3) 生徒の発達の段階や技術レベル等に合わせた指導により、生涯を通じてその種目等に親しむ基礎を培うことができるよう、心身ともに安全・安心な活動となるよう留意する。
- (4) 朝の活動は、生徒のバランスのとれた心身の成長と学校生活等の確保、及び教員の働き方改革の観点から、原則、実施しない。

ただし、以下の①～④について配慮し、顧問からの申し出を受けて校長が許可した場合に実施することができる。

- ① 実施にあたっては、中学校体育連盟（以下、「中体連」という）・中学校文化連盟（以下、「中文連」という）等が主催や共催する等の大会やコンクール前の一定期間に行うなど、計画性や活動により得られる効果等を十分考慮して行う。
- ② 活動時は、必ず顧問等の指導者が活動場所にいて指導にあたる。
- ③ 生徒がバランスのとれた生活が送れるなど、過度の負担とならないよう、活動開始時間や活動内容等に十分配慮して行う。
- ④ 保護者に、活動の目的や効果等について理解を得ていること。

6 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウト等を予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を確保することが必要です。

そこで、休養日の設定や1日の活動時間については次のとおりとします。

(1) 休養日の設定

① 学期中（常時の活動）

ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とする。）週末に大会やコンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 中体連又は中文連等が主催する大会やコンクール等の前に、数週にわたって休日（土・日・祝日）に連続した活動が必要となる場合には、保護者の理解を得た上で、顧問からの申し出を受けて校長が許可した場合に実施することができる。

その際、校長は、生徒の健康やバランスのとれた学校生活への配慮、顧問教員にとって過度な負担とならないよう十分に配慮する。なお、大会終了後に、実施した日数分の休養日を設ける。

② 長期休業中

基本的には「① 学期中」に準じて休養を設定する。また、長期休業の趣旨を考慮し、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動（家族・地域で過ごす時間等）が確保できるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

なお、学校閉庁日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休養期間とする。

校長は、長期休業中の活動計画が、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、活動を許可する。

(2) 活動時間

① 部活動は、必ず指導者の監督指導の下で実施し、学校で定められている下校時刻までの活動とし、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

② 活動中は、適切な休養を取りながら、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう、指導内容や指導方法等を工夫する。

7 部活動における安全管理と事故防止について

事故を未然に防ぐための安全対策や、事故発生時における適切な対応について適切な措置が講じられるよう、日頃から、指導者と生徒の安全管理と事故防止に対する意識を高めておくとともに、自他の安全を守るための知識や行動を身に付けておくことが重要です。

(1) 健康状態の把握

- ① 健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるなど適切な対応をとる。
- ② 日頃から自分の健康管理について関心を持たせ、活動中は適度な休養と水分等の補給に留意させる。
- ③ 健康診断等で異常が見られたり、既往症のある生徒については、医師の指示に従うとともに、養護教諭や学級担任、保護者等との連絡を密にし、健康状態について常に把握しておく。

(2) 施設・設備用具の安全点検と指導

- ① 活動場所や使用器具等の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。
- ② 施設・用具を正しく使用するとともに、その施設・器具・用具に内在する危険性（例えば、可動式サッカーゴール、バスケットボールゴールの転倒など）に留意し、事故が起きないように注意して使用するよう指導する。

(3) 天候や気象を考慮した指導

- ① 活動時の熱暑環境や気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症事故の防止に十分留意する。
※暑さ指数（WBGT）に応じた全校体制での判断
- ② 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

(4) 事故発生時の対応

- ① 緊急時保護者連絡先やかかりつけの病院等を事前に把握しておく。
(特に校外での活動時)
- ② 事故発生時の対応については、危機管理マニュアルや救急対応に関する教職員共通理解事項等に従い、迅速・的確に対応する。
- ③ 生徒にも部活動を通して応急手当や心肺蘇生法やAEDの使用等に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導しておく。